

令和3年8月27日

お取引業者各位

国立大学法人群馬大学

最低賃金の改訂に伴う契約金額の変更の必要性の確認について

平素より、本学に格別のご高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、報道等でお聞き及びかと存じますが、今秋には最低賃金額の改訂が見込まれています。そのため、本学との契約において従事する従業員等の中に、改定後の最低賃金より低い賃金で雇用されている方が存在する場合には、賃上げに必要な金額について契約金額の見直しを行います。

つきましては、最低賃金の改訂に伴う契約金額の変更が必要な場合には、その根拠となる資料を添付のうえ、令和3年9月30日（木）までに、財務部財務課あてお申し出ください。

以上、よろしく願いいたします。

【本件問い合わせ先】

財務部財務課総務・監査係

電話：027-220-7044